

6月定例会の審議結果と議員の賛否内訳

○は賛成、×は反対、
-は議長のため採決に加わっていません。

| 議案名 | 結果 | 柳沢章 | 塩原浩 | 櫻沢保 | 大島輝雄 | 田端恵美子 | 橋場倅男 | 内田三郎 | 柳瀬忠作 | 原田敏夫 | 清水貞夫 | 根本孝代 | 櫻沢克幸 |
|---------------------------|---|-----|-----|-----|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 専決処分 美里町税条例等の一部を改正する条例 | 承認 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | 承認 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 補正予算 平成28年度美里町一般会計補正予算 | 可決 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 条例の制定 | 町長の給与の特例に関する条例 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| | 美里町いじめ問題対策連絡協議会条例 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| | 美里町いじめ問題専門委員会条例 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| | 美里町いじめ問題調査委員会条例 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 条例の一部改正 | 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| | 美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| | 美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| その他 | 町道路線の廃止について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| | 町道路線の認定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| | 財産の取得について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |

平成28年度 一般会計補正予算 可決

補正額…3,021万4,000円 補正後の額…45億3,237万8,000円

国の暫定的・臨時的な措置として所得の少ない方への臨時福祉給付金給付事業や、県補助金を活用した舗装工事、さらに、条例改正などに伴う非常勤職員の報酬が計上されました。

歳出の主な内容

臨時福祉給付金給付事業

給付予定者は平成28年度分の住民税が課税されていない人で、1人当たり3千円を2,300人と、あわせて障害、遺族年金受給者に1人当たり3万円を279人に給付する見込みです。

1,828万3千円

県費単独土地改良事業

町道2201号線、2202号線（猪俣地内）の舗装新設工事等を行うものです。

1,150万円

北武蔵用水土地改良区工事負担金

円良田湖の取水塔ゲート自動制御盤修繕工事に係る費用を受益面積に基づき負担するものです。

15万7千円

ゼロ！いじめ問題



平成28年第2回美里町議会定例会が、6月1日～14日までの14日間の日程で開催されました。
町長から13議案が提出され、平成28年度一般会計補正予算やいじめ問題対策関連の新規条例や条例の一部改正等の審議を行いました。
また、議員5名による一般質問が行われました。

ピックアップ質疑

町長の給与の特例に関する条例

問 町長給与減額の特例に疑問？

答 町長 副町長・教育長は、私がお願いをして任命している部分があり、教育長については、定年を迎えていない現役の教員である等も考え、今回は私の姿勢として提案をさせていただきます。

美里町いじめ問題防止のための条例

問 美里町いじめ問題を問う

答 現在美里町には、いじめがあるのか。平成27年度の調査報告では、小学校はゼロ件、中学校では6件ありましたが、現在では、全て解消されています。

問 条例が制定されたことにより、いじめ問題への対応がどのように変わるのか。

答 子どもたちの命にかかわること、また、長期の欠席を余儀なくされる状態になった場合、その保護者の方々が学校や教育委員会との説明について十分納得できない状況が生じた場合、この条例に基づいて適切な対応がとれます。

